

薩摩川内市次世代エネルギー導入促進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、薩摩川内市次世代エネルギー導入促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「薩摩川内市次世代エネルギービジョン」（以下「ビジョン」という。）に基づき、次世代エネルギー導入を促進することにより、薩摩川内市の持続的経済発展を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 協議会は、薩摩川内市及び前条の目的に賛同する法人で構成するものとする。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ビジョンに基づく、個別プロジェクトの構築・推進
- (2) 次世代エネルギーの理解を促すための広報活動
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書を第7条に規定する会長に提出するものとする。

2 会長は、正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

(退会)

第6条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(会長・副会長)

第7条 協議会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、会員の代表者等の中から互選により選出する。

3 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠により選任された会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長及び副会長は、その任期が満了した場合でも、後任者が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(会長・副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順位に基づき、その職務を代行する。

(幹事)

第9条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は10社以内とし、会員の中から互選により選出する。

3 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された幹事の任期は、前任者又は現任者の残任期間

とする。

- 5 幹事は、その任期が満了した場合でも、後任者が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催するほか、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、次の項目について審議決定する。
 - (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) その他重要な事項に関すること。

(オブザーバー)

第11条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(幹事会)

第12条 幹事会は、薩摩川内市及び幹事により構成する。

- 2 幹事会に会長幹事を置く。
- 3 幹事会は、必要に応じて会長幹事が招集し、会長幹事は、その議長となる。
- 4 幹事会は、次の項目について協議する。
 - (1) 総会に付すべき事項に関すること。
 - (2) 総会において議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他業務に必要な事項に関すること。

(円滑な運営のための組織)

第13条 会長は、協議会の円滑な運営のために必要な組織を設けることができる。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、薩摩川内市新エネルギー対策課内に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年4月26日から施行する。